

●香川県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人山崎泰志との協議が調ったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月31日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾 恭一
同 都築信行

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
白川 尊大	高松市亀岡町19番8号	令和4年5月31日から 令和5年3月31日まで
森本 洋右	高松市栗林町二丁目3番1-902号ダイアパレス栗林第2	
矢野 基樹	高松市番町五丁目9番21号	